二　法人等（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる措置
イ　組織的管理措置
(1)　第二項匿名データの適正管理に係る基本方針を定めること。
(2)　第二項匿名データを取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。
(3)　第二項匿名データに係る管理簿を整備すること。
(4)　第二項匿名データの適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
(5)　第二項匿名データの漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。
ロ　人的管理措置
(1)　第二項匿名データを取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
(i)　法、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
(ii)　暴力団員等
(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により第二項匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者
(2)　第二項匿名データを取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
ハ　物理的管理措置
(1)　第二項匿名データを取り扱う区域を特定すること。
(2)　第二項匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
(3)　第二項匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
(4)　第二項匿名データを削除し、又は第二項匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
ニ　技術的管理措置
(1)　第二項匿名データを取り扱う電子計算機等において当該第二項匿名データを処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
(2)　第二項匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
(3)　第二項匿名データを取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第二項匿名データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
三　前二号に掲げる者以外の者　次に掲げる措置
イ　物理的管理措置
(1)　第二項匿名データを取り扱う区域を特定すること。
(2)　第二項匿名データを取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。
(3)　第二項匿名データの取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
(4)　第二項匿名データを削除し、又は第二項匿名データが記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。